

横浜交通開発(株)高架下店舗の管理規則

平成30年4月1日改定
横浜交通開発株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この管理規則は、横浜市営地下鉄高架橋下の店舗、事務所、保育園、倉庫（以下「店舗」という。）を円滑に管理・運営することを目的とする。

(適用)

第2条 店舗は、横浜交通開発株式会社（以下「交通開発」という。）と出店事業者間で締結している賃貸借契約書並びに消防法、その他関係法令によるほか、この管理規則の定めによる。

第2章 運営

(建物利用時間)

第3条 建物は24時間利用できる。

(営業時間及び休業日)

第4条 店舗の営業時間及び休業日は、「必要事項届出書」（以下「様式-1」という。）により交通開発に届け出る。また、届出内容を変更した場合も同様とする。

(店舗責任者)

第5条 店舗との連絡調整を円滑に行うため、店舗責任者を「様式-1」により交通開発に届け出る。また、店舗責任者を変更した場合も同様とする。

(防火管理者)

第6条 消防法の定めにより、店舗の防火管理者を選任し、消防計画書を作成して所轄消防署に届け出る。また、防火管理者、消防計画書を変更した場合も同様とする。

2 所轄消防署に届出た防火管理者及び消防計画書（写）を交通開発に提出する。

3 店舗の防火管理者は、消防法の規定により店舗が設置した消防設備の点検、維持管理を行う。また、点検時の報告書を所轄消防署に届け出るとともに、交通開発に写を提出する。

(緊急連絡体制)

第7条 火災等緊急時の連絡は、「緊急時・故障時等 連絡先（高架下店舗）」（以下「連絡先」という。）により、速やかに連絡する。なお、「連絡先」は電話の近くの見える位置に掲出する。

2 店舗は、緊急時の連絡または通知が可能な連絡者の住所、氏名、電話番号（携帯番号）を「様式-1」により交通開発に届け出る。また、連絡者が変更になった場合も同様とする。

(清掃)

第8条 店舗内外は毎日清掃、整理整頓を行い、防災対応、保健衛生を確保する。

2 清掃等により発生したゴミ等は、自らの責任において適正に処理する。

(敷地の使用制限)

第9条 敷地内は常に整理整頓し、不用品、廃棄物等を置かない。

2 店舗外の敷地内で営業する場合は、「修繕等承認願書」（以下「様式-2」という。）により交通開発の承認を得る。

第3章 店舗の維持管理

(財産区分)

第10条 店舗に係る財産区分は、賃貸借契約書に添付されている「財産及び管理区分表」による。

(維持管理区分)

第11条 店舗施設、諸設備に係わる維持管理は、賃貸借契約書に添付されている「財産及び管理区分表」による。

(施設保全)

第12条 店舗において、施設破損、設備故障等が発生したとき、またはその恐れがあるときは「連絡先」により、速やかに交通開発に連絡する。

2 店舗内外の修繕または改修を行う場合は、「様式-2」により、原則として修繕月の2か月前の10日までに交通開発の承認を得る。

(店名・広告看板等)

第13条 店舗の店名、広告看板等を新たに掲出する場合は、第12条第2項の定めによる。

(通信設備)

第14条 店舗に、外部から通信設備等のケーブルを引き込む場合は、第12条第2項の定めによる。

第4章 その他

(巡回)

第15条 交通開発は、随時店舗施設の巡回を行う。

2 店舗は、巡回により交通開発から注意、指示等を受けた場合は、必ずこれに従う。

(店舗への立入り)

第16条 横浜市交通局が鉄道構造物の定期点検等で店舗内に立ち入る場合は、事前通知を行う。交通開発から定期点検等の立会を求められた場合は、店舗責任者は立ち会わなければならない。

2 緊急の場合、店舗の承諾を得ずに交通開発または横浜市交通局が店舗に立ち入ることがある。このような場合は、店舗へは事後報告となる。

(管理規則の変更)

第17条 この管理規則は必要により変更する場合がある。

2 変更があった場合、その都度、管理規則を配布する。

以上